

防犯カメラの設置及び運用に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、同条第1項に定める防犯カメラ設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要である。
また、画像は、特定の個人を識別できる場合（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）（以下「個人情報保護法等」という。）に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要である。
- (2) この指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではない。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となるのは、今後、設置しようとする時だけでなく、既に設置済みの場合も含め、この指針に沿って、プライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置・運用に努めるものとする。

3 対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとする。

- (1) 設置目的
「犯罪の防止」を目的とするカメラ
※利用者の安全確認や施設管理用など複数の設置目的をもつカメラであっても、設置目的に「犯罪の防止」が含まれるカメラは、この指針の対象とする。
- (2) 設置場所
不特定多数の者が出入りする場所などに設置されたカメラ
(例示)
ア 公園、広場、道路、駐車場、駐輪場
イ 商店街、繁華街
ウ 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
エ 列車、バス、タクシー、旅客船等公共交通機関の車（船）内
オ 官公庁、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設
カ 劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設
キ ホテル・旅館
ク 共同住宅の共用部分等不特定多数の人が出入り可能な場所
ケ 病院 など
- (3) 装置
画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

※画像を記録媒体に保存する機能を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用の恐れがないことから、この指針の対象にはならないが、不特定多数の者を撮影している場合は、プライバシーの保護に配慮してこの指針に準じた運用を行うよう努めるものとする。

第2 防犯カメラの設置及び運用に関する事項

1 防犯カメラ設置者等

防犯カメラ設置者等には、事業者、個人及び防犯団体等を含むものとする。

2 設置目的の明確化

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととする。

3 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

防犯カメラ設置者等は、不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方向及び方法、設置台数を定め、撮影範囲を必要最小限にすることとして、住宅内部などの私的空間を撮影しないものとする。

※画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこでも防犯カメラを設置してよいというものではない。

4 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラ設置者等は建物や施設の入出口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や防犯カメラを設置していることを表示することとする。ただし、施設内等で防犯カメラ設置者等が明らかな場合は、防犯カメラ設置者等の名称等を省略することができるものとする。

※防犯カメラ設置の表示は、犯罪の防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護に不安を感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものである。表示は個々のカメラ毎に設置表示を求めているものではない。

5 管理責任者及び操作取扱者の指定

- (1) 防犯カメラ設置者等は、適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとする。
- (2) 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととする。

6 防犯カメラ設置・管理責任者等の責務

防犯カメラ設置者等、管理責任者及び操作取扱者（以下「防犯カメラ設置・管理責任者等」という。）には、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次のような責務がある。

- (1) 画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（防犯カメラ設置・管理責任者等でなくなった後においても同様。）
- (3) 防犯カメラ設置・管理責任者等以外の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
- (4) その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

7 画像の適正な管理

防犯カメラ設置・管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとする。

※記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となっている。

- (1) 画像の不必要な複写や加工を行わないこと。

- (2) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (3) 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じること。
- (4) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。
※プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、原則として「1カ月以内」とする。
- (5) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録された記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。
- (6) パソコンで画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策等の措置を十分に講じること。
- (7) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部へ情報が漏えいすることのないよう防止措置を講じること。

8 画像の利用及び閲覧等の制限

防犯カメラ設置・管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
- (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

※画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要がある、その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

9 秘密の保持

- (1) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、7により画像を閲覧等した相手方に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

10 個人情報保護法等の遵守

画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要である。

11 問い合わせ及び苦情等への対応

防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する問い合わせや苦情には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとする。

12 業務の委託

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、第3で定める管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底するものとする。

13 保守点検

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うこととする。

14 セキュリティ対策等に関する説明

防犯カメラを販売又は設置工事を行う者は、防犯カメラ設置者等に対し次の事項に関する説明を行うなど、セキュリティ対策等について協力するものとする。

- (1) パソコンで画像を取り扱う場合、パソコンのコンピューターウイルス対策等の措置
- (2) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなどの外部への情報漏えい防止対策等の措置
- (3) その他画像の適正な取扱いに関する措置

第3 防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている場合は、管理・運用を適切に行うため、この指針や管理・運用規程の参考例をもとに、利用目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ管理・運用規程」を定めるよう、努めるものとする。

また、規程の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させることが必要である。

【防犯カメラ管理・運用規程（参考例）】

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●●施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは●●●施設における犯罪の防止及び事故防止のために設置するものとする。

又は

●●●施設に次の目的のため、防犯カメラを設置する。

- ア 犯罪の未然防止及び事故防止
- イ 来店者の動線分析
- ウ 来店者数、混雑度等の情報分析
(その他設置目的があれば列挙)

※個人のプライバシーに配慮した適正な防犯カメラの設置・運用には、まず、カメラの設置目的をきちんと定めることが大切である。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は●●●●とする。
- (3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- (4) 操作取扱者は、●●●●(※)とし、管理責任者の指導、監督を受けるものとする。
※又は、「管理責任者が指定した者」とする。
- (5) 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）の責務は次のとおりとする。
 - ア 画像を適正に保存し、管理すること。
 - イ 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（管理責任者等でなくなった後においても同様。）
 - ウ 管理・運用に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
 - エ その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、●●●施設に●台の防犯カメラを設置する。
※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示する。(別紙配置図参照)
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域内の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。
表示板には設置者名を記載するものとする。
※施設内等で防犯カメラの設置者が明らかな場合は、設置者の名称等を省略することができる。
- (3) モニター装置及びカメラの操作装置等の設置場所は●●室とし、原則として、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。
- (4) 設置場所や撮影範囲が適切かなど、適宜見直しをするものとする。

5 画像の保管

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、●●室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。
原則として画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。
- (2) 立入制限
保管場所には、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。
- (3) 保管期間
保管期間は、●カ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。
- (4) 画像の消去
保管期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録媒体に記録された画像を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）をしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
- (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。
※防犯目的以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に閲覧等する必要がある場合はその内容を記載する。
- (4) 画像の閲覧等を行うときは、閲覧等日時、画像閲覧等先、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を別紙様式に記録するものとする。(別紙様式(参考例)参照)

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、●カ月ごとに保守点検を行うものとする。

8 秘密の保持

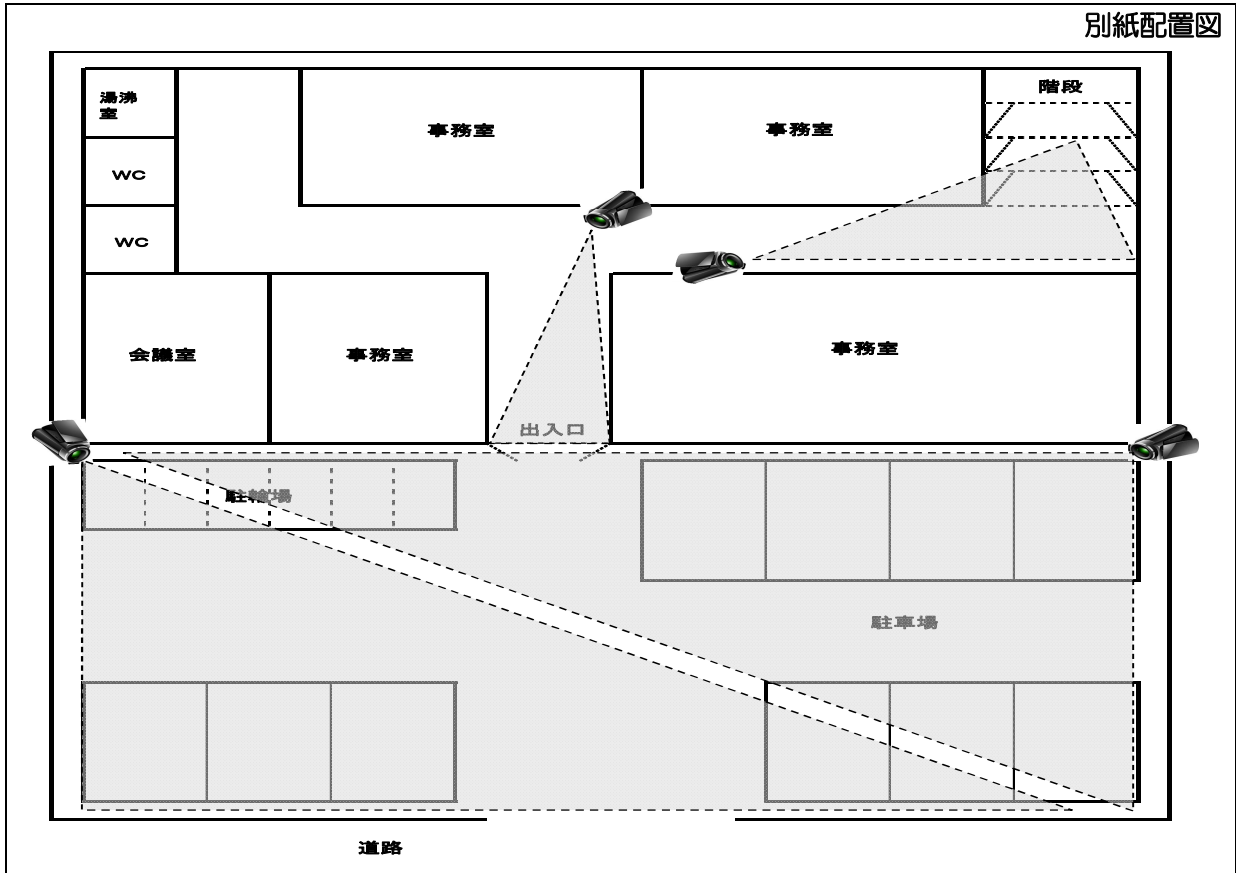
- (1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 管理責任者等は、6により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

9 個人情報保護法等の遵守

画像は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。

10 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者又はその指定を受けた苦情処理担当者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。



別紙様式（参考例）

画像閲覧等記録書

閲覧等日時	年 月 日 () 時 分		
画像 閲覧 等 先	閲覧等の相手方 (所属)		
	職・氏名		
	連絡先		
閲覧等理由			
画像内容			
撮影範囲			
録画期間	年 月 日 () 時 分 秒 から 年 月 日 () 時 分 秒 まで		
閲覧等方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 画像データの提供 (提供方法) <input type="checkbox"/> 記録媒体 (媒体:) <input type="checkbox"/> ネットワーク利用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他			

閲覧等取扱者氏名